

都市計画決定(素案)の説明会



ふたばで、
ふたたび。



令和7年4月26日
福島県双葉町

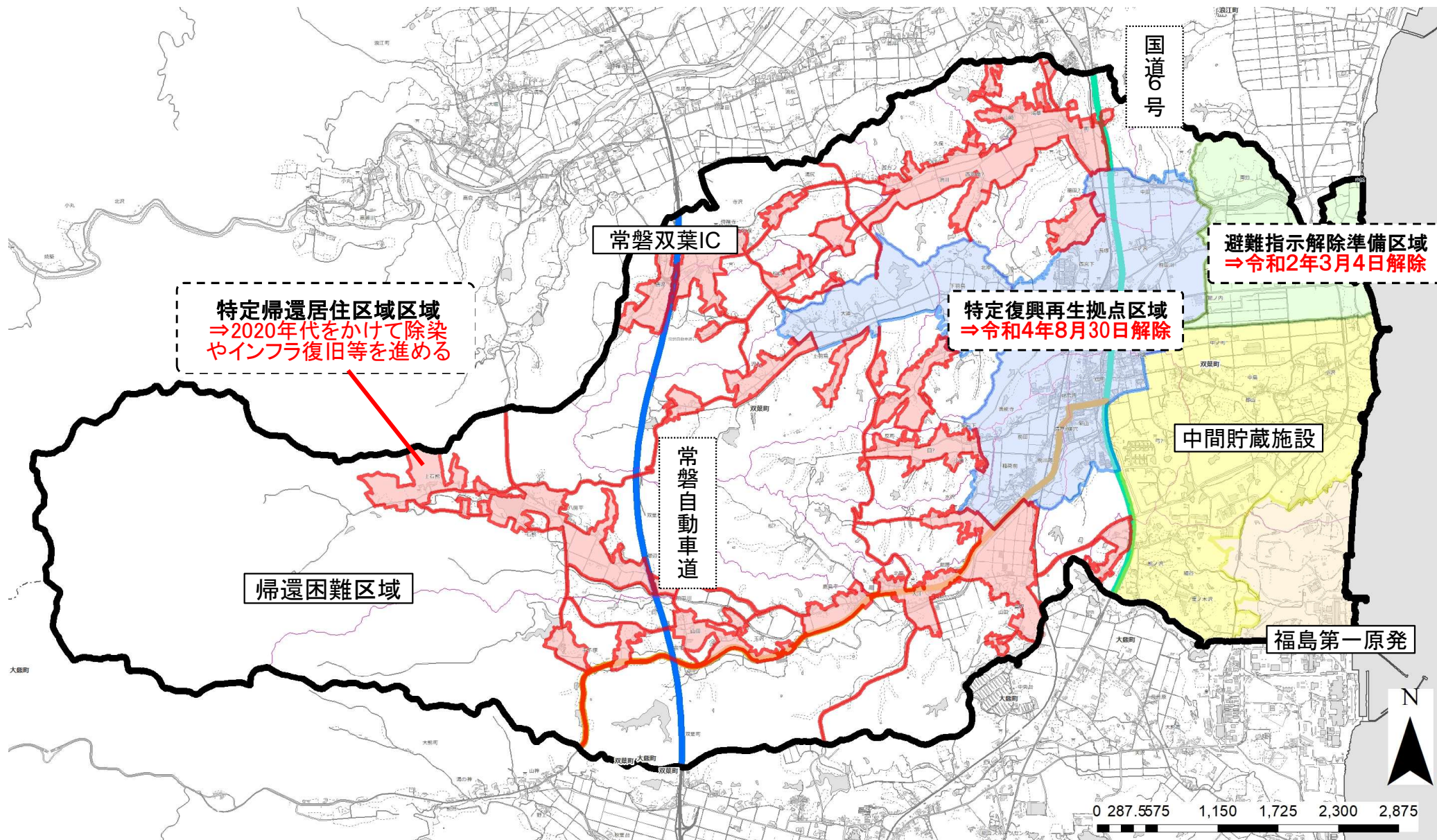
1. 双葉町のまちづくりについて
2. 都市施設について
3. 双葉運動公園の事業概要について
4. 都市計画決定までの今後の流れ

○令和2年3月4日に、避難指示解除準備区域等で、町内で初めての避難指示解除。(約4%)

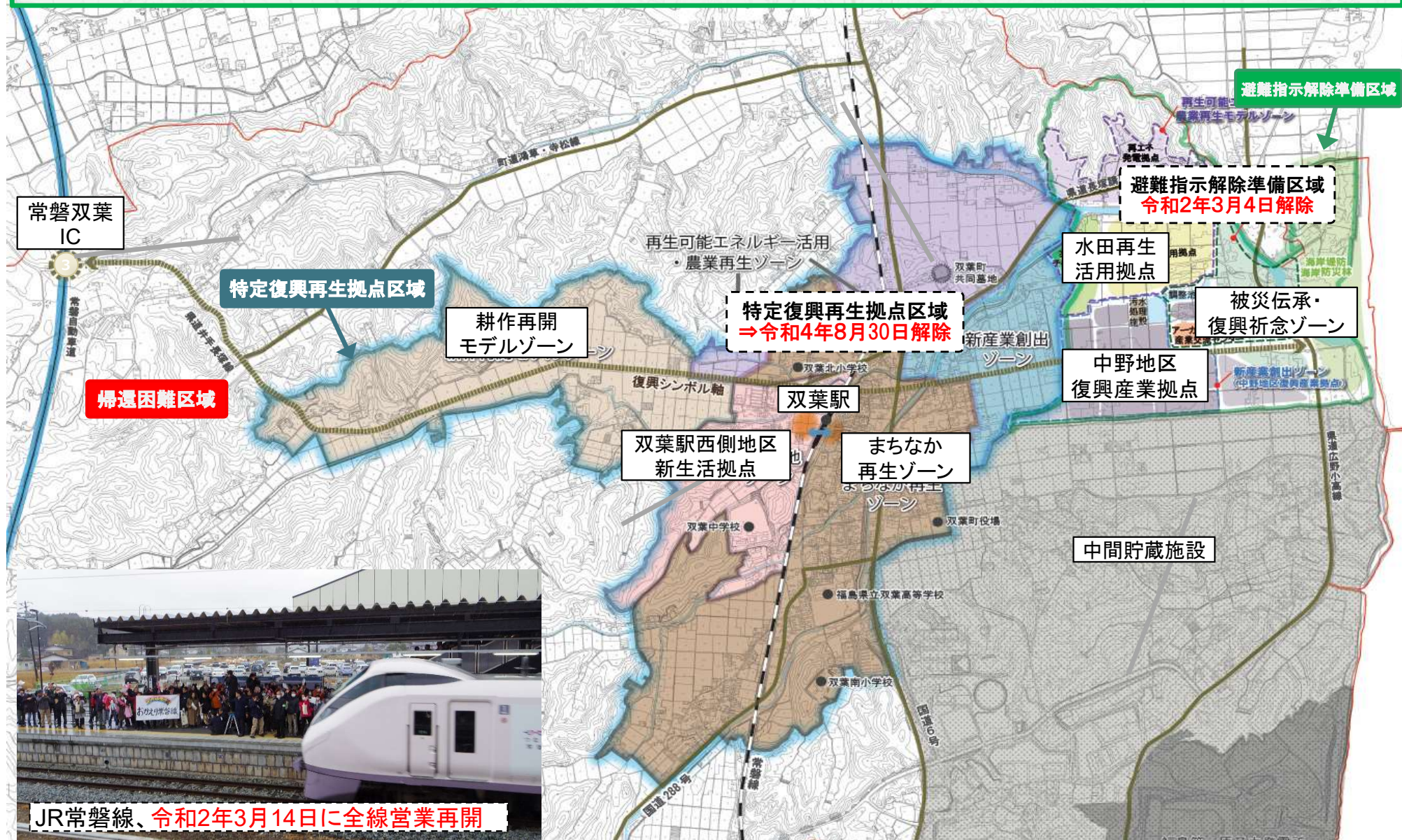
・中野地区復興産業拠点や水田再生、伝承館による震災アーカイブ・情報発信を担う先行的復興拠点

○令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域で避難指示解除(約11%)。町の約85%が帰還困難区域。

○帰還を希望する住民の帰還に向け、2020年代をかけて特定帰還居住区域の避難指示解除を進める。



- 双葉町は平成29年8月、他町に先駆けて特定復興再生拠点区域復興再生計画を策定しました。
- 双葉駅を中心とする区域において、新たな生活の場と既成市街地の再生、農業新興などの産業創出が可能となる約555ha(町域の約11%)の範囲を設定。令和4年8月30日に避難指示解除が実現し、復興のスタートを切ることが出来ました。



※掲載した画像は現時点での整備イメージを示したものです。

1. 双葉町のまちづくりについて ～中野地区復興産業拠点～

4

- 旧避難指示解除準備区域である中野地区において、町のあらたな「働く拠点」を整備（中野地区復興産業拠点）。約50ha
- 2025年1月現在24件の立地が決定。18件が操業を開始。
- 被災を伝承し、復興を祈念するエリアとして、アーカイブ拠点施設「東日本大震災・原子力災害伝承館」や復興祈念公園が整備。これらを拠点に、復興ツーリズムを育成し、町への人の流れを生み出す地域として位置づけ。

※2020年3月4日に避難指示解除



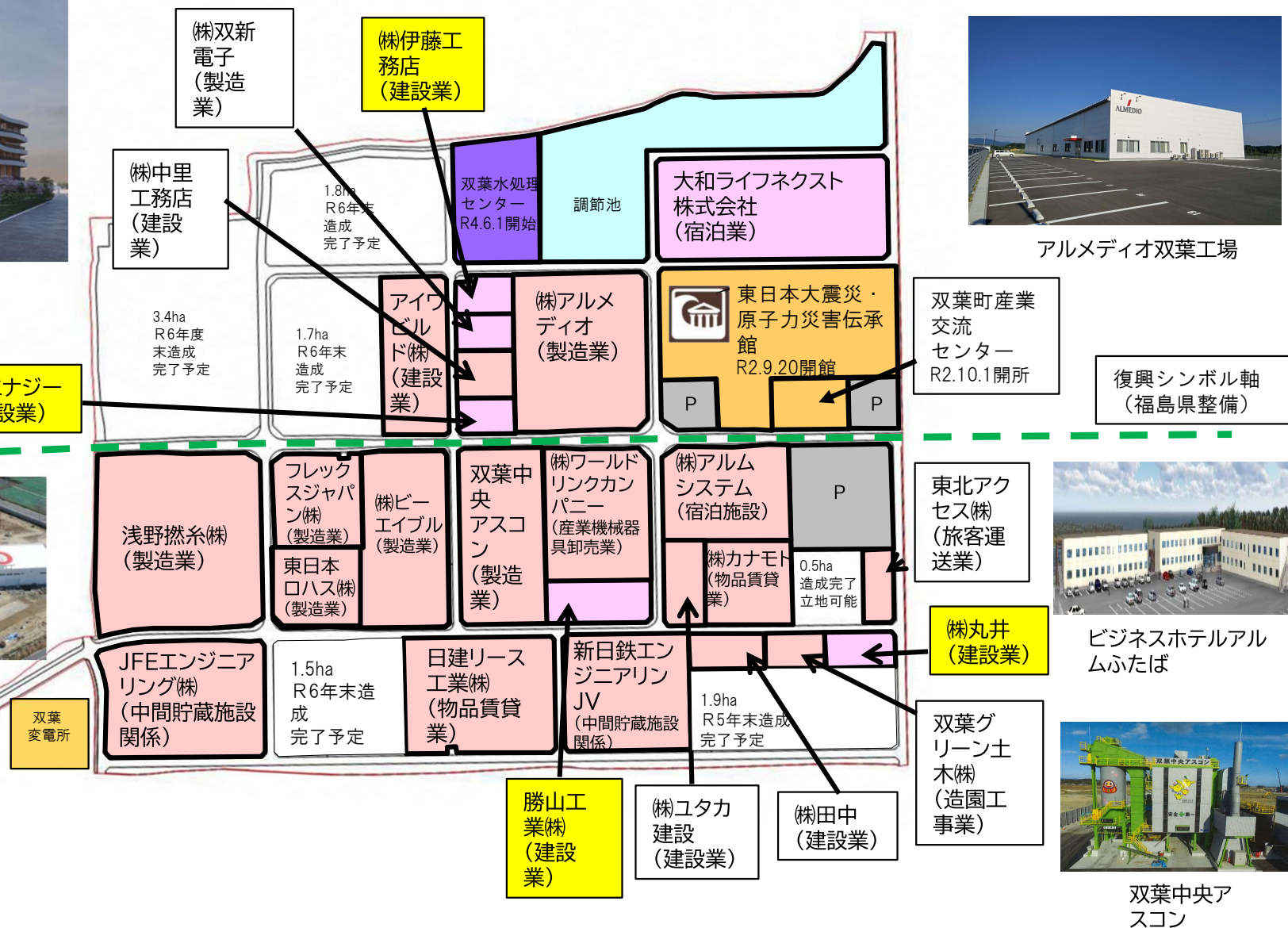
大和ライフネクストホテル
(イメージパース)

至 常磐双葉IC 6km



浅野燃系(株)双葉工場

至 JR双葉駅 2km



アルメディオ双葉工場



ビジネスホテルアルムふたば



双葉中央アスコン

1. 双葉町のまちづくりについて ～双葉駅周辺における公共施設整備状況～ 5

1.コミュニティセンター

[導入機能(予定)]

宿泊機能/待合ライブラリ/観光案内/公衆トイレ/EV
駐車場(北側駐車場)

[整備スケジュール]

令和9年度中の開館を目指す

3.公設商業施設

[導入機能(予定)]

町有地①: 飲食料品小売業(イオン)
町有地②: 飲食店(3店舗)

[整備スケジュール]

令和7年度中のオープンを目指す



図 町有地①イオン完成イメージ

2.福祉交流施設

2.福祉交流施設

[導入機能(検討中)]

健康増進機能(フィットネスジム)/
相談機能(地域包括支援センター)/
介護機能/交流機能

[整備スケジュール]

令和9年度の開館を目指す

3.公設商業施設(町有地①)

4.旧三宮堂田中医院

5.旧東邦銀行

3.公設商業施設(町有地②)

4. 旧三宮堂田中医院(※国登録有形文化財)

[導入機能(予定)]

移住・定住窓口/交流スペース
/移住・定住者間の交流機能

[整備スケジュール]

令和6年12月に開館



図 旧三宮堂田中医院

5. 旧東邦銀行双葉支店

[導入機能(予定)]

シェアオフィス/コワーキング
スペース/交流機能

[整備スケジュール]

令和8年度のオープンを目指す

- 災害公営住宅30戸、再生賃貸住宅56戸を整備。
- 令和4年10月から一部入居開始、令和6年6月全86戸完成。
- 入居者同士のコミュニケーションを育む軒下空間や集会所などを整備



駅西住宅外観



暮らしを感じる路地



軒下空間



大屋根下の軒下

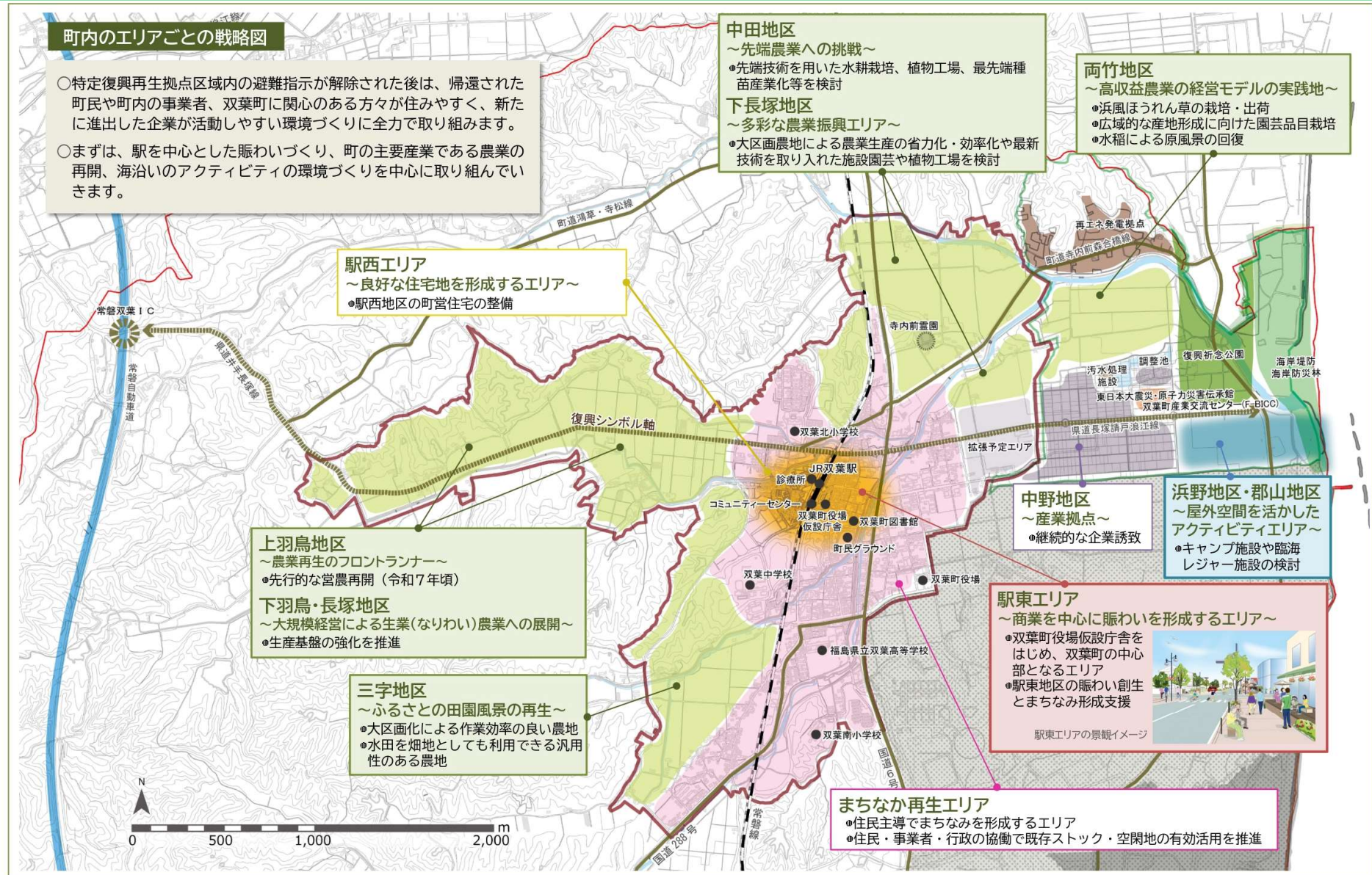


土間玄関



集会所

- 海沿いの屋外空間を活かしたアクティビティ環境の整備を行う地区として、復興まちづくり計画では浜野地区・郡山地区をアクティビティエリアに位置付けている。
- 町内の賑わい創出に資する施設を整備し、町民の健康増進や、スポーツ・レクリエーション体験、憩い等に寄与することを目的とした都市公園施設として整備を進める。



○都市施設

都市には、たくさんの人が集まって暮らしています。商工業といった各種産業の経済活動も盛んに行われています。こうした都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるもののことを「都市施設」といいます。



都市施設として都市計画に定めることができるもの
(都市計画法第11条第1項)

- 1.交通施設(道路、鉄道、駐車場など)
- 2.公共空地(公園、緑地など)
- 3.供給・処理施設(上水道、下水道、ごみ焼却場など)
- 4.水路(河川、運河など)
- 5.教育文化施設(学校、図書館、研究施設など)
- 6.医療・社会福祉施設(病院、保育所など)
- 7.市場、と畜場、火葬場
- 8.一団地の住宅施設(団地など)
- 9.一団地の官公庁施設
- 10.一団地の都市安全確保拠点施設
- 11.流通業務団地
- 12.一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 13.一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 14.一団地の復興拠点市街地形成施設
- 15.その他政令で定める施設

都市公園には、

- ・住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）
- ・都市基幹公園（総合公園、運動公園）
- ・大規模公園（広域公園、レクリエーション都市） などの種類があります。

面積により種類分けされており、

住区基幹公園＜都市基幹公園＜大規模公園 と定められています。

このうちアクティビティエリアは都市基幹公園に位置付けられます。

都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

町民の健康増進や、スポーツ・レクリエーション体験をしてもらう施設を整備していくことから、アクティビティエリアを運動公園に位置付け、双葉運動公園として整備していきます。

○事業概要

種別:運動公園

名称:6・5・1号 双葉運動公園

位置:双葉郡双葉町大字中野字羽山前、字谷地前

面積:約15.2ha

事業期間:令和7年度～令和12年度予定



○事業概要

種別:運動公園

名称:6・5・1号 双葉運動公園

位置:双葉郡双葉町大字中野字羽山前、字谷地前

面積:約15.2ha

事業期間:令和7年度～令和12年度予定

事業スケジュール

令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度	令和12年度
4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		
	● 令和7年7月 都決	● 令和7年12月 認可		用地買収													
	造成実施設計							造成工事									
公園基本設計		公園実施設計										公園整備(R10～11 一部開業)					
		建物基本・実施設計										建築工事					

※各種手続きや用地の取得状況により、スケジュールを変更する場合があります。



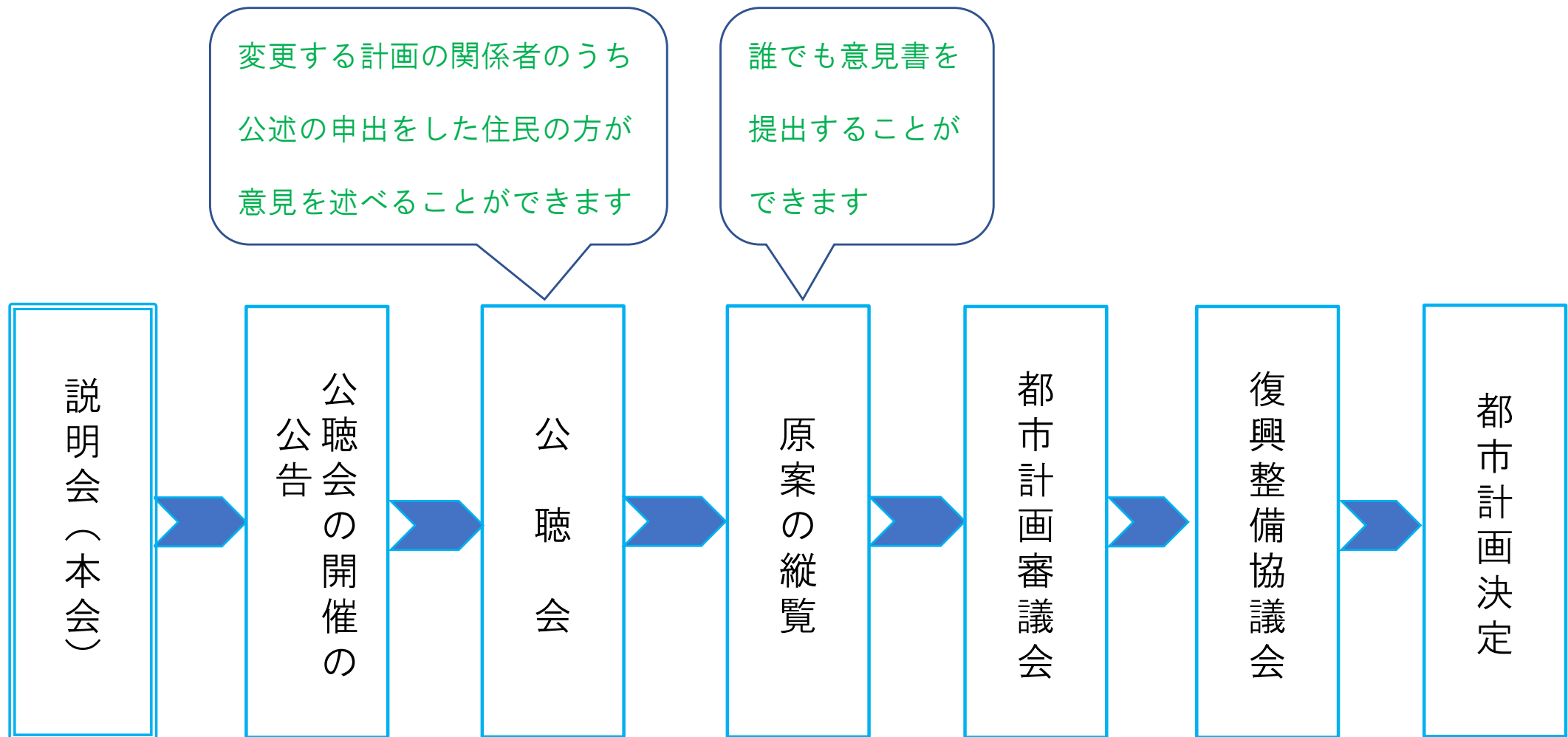
【エリア北側】

多目的広場、球技広場、管理棟、遊具、BBQ広場、駐車場等の設営を検討しています。

【エリア南側】

民間事業者と共に、運動に資する施設の整備を行う予定です。

今年度から民間事業者へヒアリングを実施し、具体的な整備内容を検討します。



- ※ 本会で説明しました都市計画変更の素案作成にあたっては事前に福島県の所管課と協議を実施しております。
- ※ 復興整備協議会の結果を町のHPに公表することによって、都市計画決定されたとみなされます。

ご清聴ありがとうございました

双葉町 建設課
復興推進課